

鳥インフルエンザ防疫対策の更なる徹底をお願いします！

韓国やベトナムをはじめ東アジア地域においては高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています！

今月下旬からゴールデンウィークを迎えるに当たり、日本から海外への渡航者が増え、鳥インフルエンザウイルスの日本国内への侵入リスクが極めて高い状況にあると考えられます。

家禽飼養農家の皆様には、本病の発生地域への渡航を可能な限り自粛し、海外渡航者が農場に立ち入らないように注意すること、農場訪問者の記録を行うなど飼養衛生管理基準の再徹底をお願いします。

仮に渡航する場合には、以下の点に留意してください。

家畜市場、農場、食鳥処理場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。

家禽との不用意な接触を避けること。

肉製品等を日本に持ち帰らないこと。

帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること

帰国後の留意事項

帰国後一週間は必要がある場合を除き衛生管理区域に立ち入らないこと。

海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

衛生管理区域への病原体の持込み防止の再徹底を！

動物検疫所ホームページ

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

山梨県東部家畜保健衛生所

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868

海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ

現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて

動物の悪性伝染病である口蹄疫、 鳥インフルエンザが発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease(FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

注意！ Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.



日本到着時に履き物の消毒を行っています。

海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。

農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土の付いた靴をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.

Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).

Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

農林水産省 動物検疫所

Animal Quarantine Service

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan

<http://www.maff.go.jp/aqs>



口蹄疫に感染した牛(出典:宮崎県)

Infected cow with FMD (Ref.: Miyazaki pref.)